

[事案 27-64] 損害賠償請求

・平成 27 年 9 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、募集人から不適切な説明があったことを理由に、死亡保険金および損害賠償の支払い、さらに貸付利息の免除を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 6 月に契約した定期保険特約付終身保険について、以下の理由により、死亡保険金および不法行為にもとづく損害賠償を支払い、貸付利息を免除してほしい。

- (1) 契約時、募集人から本契約は配当金が付くことで当時加入していた他社の保険契約より有利になり、損はないとの趣旨の誤説明を受け、他社の保険契約を解約したことにより、損害（既払込保険料と解約返戻金との差額）が生じた。
- (2) 契約時に預けた 80 万円については、配当金の積立運用金として必要との誤説明を受けており、よって ATM で受けた契約者貸付金は配当金であるとの認識であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対して、配当金は「あてにならない」と説明しており、メリット・デメリットも説明しており、また設計書やパンフレットにも、配当金は変動する可能性があり確約された金額ではない点も明記されている。
- (2) 契約時に一時金を受領し配当金を運用する制度はなく、募集人が申立人主張の説明を行うとは考え得ない。また申立人が預けたと主張する 80 万円は、一時払の特約の保険料として充当された 80 万円であり、申込書記載の同特約保険料を、配当金の積立運用金を示すものと誤認するとも考え得ない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の説明不足や申立人が誤認していたことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。